

指定障害福祉サービス事業 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業所の概要

事業所名	指定身体障害者居宅介護事業所 ヘルパーステーションニシダ順天堂		
所在地	高知県南国市大堀甲1705		
提供可能サービス	居宅介護・同行援護		
事業者指定番号	第3910400138号		
管理者 及び連絡先	管理者氏名	連絡先	
	西本 由起子	088-863-6878	
サービス提供地域	南国市、高知市、香美市、香南市		

※上記地域外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	計	
管 理 者	1 名		1 名	
サービス提供責任者	5 名		5 名	
事 務 職 員				
サ ー ビ ス 提 供 者	ホームヘルパー1級		名	
	ホームヘルパー2級	1名以上	1名以上	
	介護職員初任者研修	1名以上	1名以上	
	介護福祉士	1名以上	1名以上	
	介護職員基礎研修			名
	実務者研修	1名以上	1名以上	
	そ の 他			名

3. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日

午前9時～午後6時（土曜日は午前9時～午後5時）

但し、年末年始（12/30～1/3）は原則として休業します。

サービス提供日及びサービス提供時間

月曜日～土曜日

午前9時～午後6時を原則とします。（土曜日、午前9時～午後5時まで）

但し、年末年始（12/30～1/3）は原則として休業します。

4. サービスの内容

(1) 居宅介護

利用者の居宅（自宅）へ、ホームヘルパー等を派遣して、入浴、排泄、食事等の身体的な介護や、家事援助、通院介助介護その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、次のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。障害程度区分が、区分1以上（身体介護を伴う場合の通院介助は区分2以上）

(2) 主たる対象者

特定なし

(3) サービス内容区分

<身体介護>

- ①起床介助 ②就寝介助 ③排泄介助 ④衣服の着脱 ⑤整容介助
- ⑥身体の清拭・洗髪 ⑦入浴介助 ⑧食事介助 ⑨体位変換 ⑩服薬管理
- ⑪通院等介助（身体介護を伴う） ⑫その他（ ）

<家事援助>

- ①調理 ②洗濯 ③掃除 ④買物 ⑤薬の受け取り ⑥衣服の入れ替え
- ⑦通院等介助（身体介護を伴わない） ⑧その他（ ）

5. 料金について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

【従業者の禁止】

従業者はサービスの提供にあたっての次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類、鍵などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④直接利用者本人の援助に該当しないサービス

利用者が使用している部屋以外の掃除や利用者以外の家族への調理・買物などの家事、来客の対応、草花やペットの世話など

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス

窓拭き、大掃除、庭掃除、家具の移動、家具家電家屋の修繕、洗車、おせちなどの特別な調理、嗜好品（お酒やタバコ・宝くじ等）やお歳暮の購入等

- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(1) サービスの種類時間等	利用料
・ 身体介護	
①30分未満	2,560円
②30分以上 1時間未満	4,040円
③ 1時間以上 1時間30分未満	5,870円
④ 1時間30分以上 2時間未満	6,690円
⑤ 2時間以上 2時間30分未満	7,540円
⑥ 2時間30分以上 3時間未満	8,370円
⑦ 3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算
・ 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	
①30分未満	2,560円
②30分以上 1時間未満	4,040円
③ 1時間以上 1時間30分未満	5,870円
④ 1時間30分以上 2時間未満	6,690円
⑤ 2時間以上 2時間30分未満	7,540円
⑥ 2時間30分以上 3時間未満	8,370円
⑦ 3時間以上	9,210円に30分増すごとに830円加算
・ 家事援助	
①30分未満	1,060円
②30分以上45分未満	1,530円
③45分以上 1時間未満	1,970円
④ 1時間以上 1時間15分未満	2,390円
⑤ 1時間15分以上 1時間30分未満	2,750円
⑥ 1時間30分以上	3,110円に15分増すごとに350円加算
・ 通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	
①30分未満	1,060円
②30分以上1時間未満	1,970円
③45分以上1時間未満	1,970円
④1時間以上1時間30分未満	2,750円
⑤1時間30分以上	3,450円に30分を増すごとに690円

- * 早朝 (午前6時から午前8時) と夜間 (午後6時から午後10時) は25%増し、深夜 (午後10時から午前6時) は50%増しとなります。
- * やむを得ない事情で、かつ、利用者様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人の料金となります。

- * 初回加算 1月につき2,000円
新規に介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施したサービスと同月内にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は、他の介護員等が介護を行う際に同行訪問した場合)
- * 緊急時訪問介護加算 1回につき1,000円(月に2回が限度)
ご利用者からの緊急要請で計画以外のサービスを行った場合
- * 特別地域加算 15%(特別地域にお住まいの方)
- * 利用者負担上限額管理加算 1回につき1,500円(月1回を限度)
利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合
- * 特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の10%を加算
- * 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ご利用料金の41.7%

(2) 交通費

上記1のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、交通費(実費)が必要です。

(3) 支払い方法

利用者負担金は、毎月25日までに請求しますので、下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア	窓口で現金払い
イ	集金
ウ	口座引き落とし

6. 障害者虐待防止のための措置に関して

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。その他、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者(利用者様の家族等障害者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、下記の通り、緊急時やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急時やむを得ない理由について記録します。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合

- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

8. ハラスメント対策の強化について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組みます。

①事業所において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための対策について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って、必要な措置を講じます。

- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 相談、苦情、緊急、虐待・身体拘束防止、ハラスメント対策相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情、緊急、虐待・身体拘束防止、ハラスメント対策については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	088-863-6878
	FAX番号	088-804-6771
	サービス提供責任者	西本 由起子・森澤 千尋 小原 幸菜・中田 昌代・池田 尚子
	対応時間	平日の午前9時～午後6時

(2) 公的機関においても、次の機関に対しての苦情の申立てができます。
各市町村

・南国市福祉事務所

所在地 南国市大桶甲2301
電話番号 088-880-6566
対応時間 平日の午前8時半～午後5時

・高知市障がい福祉課

所在地 高知市本町5-1-45
電話番号 088-823-9370
対応時間 平日の午前8時半～午後5時15分

・香美市福祉事務所

所在地 香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号
電話番号 0887-53-3117
対応時間 平日の午前8時半～午後5時

・香南市福祉事務所

所在地 香南市野市町西野2706
電話番号 0887-57-8509
対応時間 平日の午前8時半～午後5時

・高知県社会福祉協議会

所在地 高知市朝倉戊375-1
電話番号 088-844-9007
対応時間 平日の午前8時半～午後5時

7. 当社の概要

名称・法人種別	(有) 西田順天堂薬局
代表者氏名	西田 光宏
本社所在地	高知県南国市大桶甲1705
電話番号	088-864-2502
FAX番号	088-863-6877
業務の概要	処方箋調剤、医薬品等の販売、 居宅介護支援事業所、福祉用具貸与・販売事業所、 通所介護事業所、 (関係会社) 四国総合介護システム、 かみ介護サービス株式会社、西田順天堂東部店

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

有	-	無
---	---	---

9. その他

【説明確認欄】

年 月 日

居宅サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 南国市大桶甲1705

事業所名 有限会社 西田順天堂薬局

説明者

居宅サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名

(ご家族様) 住所

氏名

(続柄)

(代筆者) 住所

氏名

(続柄)